

## 定款の変更について

第 1 条中「は、」の次に「国及び」を、「もって」の次に「情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、」を加える。

第 7 条第 2 項中「及び第 2 号」を「、第 2 号」に、「各同数」を「及び第 3 号に掲げる委員各同数」に改め、同項第 2 号中「から、」の次に「主務大臣と」を加え、「がそれぞれ又は」を「とが」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号を同項第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）又はその指名する職員

第 7 条第 3 項中「6 人」を「9 人」に改め、同条第 6 項中「委員は、」を「委員が主務大臣若しくはその指名する職員でなくなったとき、又は同項第 2 号に掲げる委員が」に、「又は」を「若しくは」に、「その」を「それぞれその」に改める。

第 8 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 中期計画（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 38 条の 9 第 1 項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）及び年度計画（同法第 38 条の 10 第 1 項に規定する年度計画をいう。以下同じ。）の作成又は変更

第 10 条第 3 項中「又は当該委員」の次に「である主務大臣が指定する職員（当該委員が主務大臣が指名した職員である場合は、当該指名を行った主務大臣が指定する他の職員）同項第 2 号に掲げる委員にあっては、他の出席委員又は当該委員」を加える。

第 14 条第 1 項中「代表者会議が」の次に「主務大臣の認可を受けて」を加え、同条第 3 項中「代表者会議又は」を削り、「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第 17 条第 2 項中「又は理事長は、それぞれ」を「は、」に改め、「ときは」の次に「、主務大臣の認可を受けて」を加え、同条第 4 項中「代表者会議又は」を削り、「総務大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 理事長は、その任命に係る役員が前項各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

第 26 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 中期計画及び年度計画の作成又は変更

第 26 条第 2 項中「第 4 号」を「第 5 号」に、「第 3 号」を「第 4 号」に改める。

第 37 条第 1 項中第 6 号を第 8 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 38 条の 12 に規定する補助金

第 37 条第 1 項中第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の 2 第 1 項に規定する手数料

第 37 条第 2 項中「第 2 号及び第 3 号」を「第 3 号及び第 4 号」に改める。

第 41 条中「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

附則第 7 条の次に次の 1 条を加える。

第 8 条 機構は、第 37 条第 1 項各号に定める収入並びに前 2 条に定めるもののほか、令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り、法附則第 9 条の 2 第 2 項に規定する補助金を機構の運営に要する費用に充てることができる。

2 機構は、前項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

3 機構は、基金を廃止する場合において、当該基金に残余があるときは、地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令（令和 3 年政令第 220 号）で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

## 附 則

第 1 条 この変更は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

第 2 条 令和 3 年 9 月 1 日から任期の始まる第 7 条第 2 項第 1 号に掲げる代表者会議の委員の任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

第 3 条 この変更の施行の際現に変更前の定款（以下「旧定款」という。）第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる委員である者は、施行日に、変更後の定款（以下「新定款」という。）第 7 条第 2 項第 3 号に掲げる委員として選定されたものとみなす。この場合において、その選定されたものとみなされる者の任期は、同条第 4 項の規定にかかわらず、施行日における旧定款第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この変更の施行の際現に旧定款第 14 条第 1 項の規定により任命された理事長又は監事である者は、それぞれ、施行日に、新定款第 14 条第 1 項の規定により理事長又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新定款第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日における旧定款第 14 条第 1 項の規定により任命された理事長又は監事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

デジタル社会形成整備法による機構法及び番号法の改正を受け、次の変更を行う。

## 主な変更事項

### 目的

- 機構は、国及び地方公共団体が共同して運営する組織である旨を明記。【第1条】
- 機構は、情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保する旨を追加。【第1条】

### 代表者会議委員の定数変更

- 現在、地方3団体選出委員3名、有識者委員3名の計6名となっている代表者会議委員の構成について、「主務大臣（ ）又はその指名する職員（以下「国選出委員」という。）」3名を加え、計9名とする。【第7条】  
内閣総理大臣及び総務大臣
- 有識者委員は、主務大臣と都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織とが共同して選定することとする。【第7条】

### 最初の国選出委員の任期

- 代表者会議委員の任期は「3年以内において定款で定める期間」と法定とされているが、改正法施行後最初に選出される国選出委員については、現在の代表者会議委員の任期の終期（R4年度末）に合わせ、1.5年とすることで、それ以降の代表者会議委員、理事長、副理事長の任期を全て3年で揃える。【附則第2条】

### 代表者会議の委員の代理人としての表決の委任

- 国選出委員がやむを得ない理由により代表者会議に出席できない場合、他の出席委員又は当該委員である主務大臣が指定する職員（当該委員が主務大臣が指名した職員である場合は、当該指名を行った主務大臣が指定する職員）を代理人として、表決の委任をすることができる。【第10条】

# 定款の変更について（案）

## 主な変更事項

### 代表者会議の議決事項の追加及び経営審議委員会の諮問事項の追加

- 個人番号カード関係事務に係る中期計画・年度計画を追加。【第8条・第26条】

### 理事長及び監事の任免に係る主務大臣の認可

- 理事長及び監事の任命並びに解任にあたって、主務大臣の認可（現行：届出）を受ける。  
【第14条・第17条】

### 認可等を行う大臣の変更

- 理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を主務大臣（現行：総務大臣）に届け出る。  
【第14条】
- 理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣（現行：総務大臣）に届け出る。【第17条】
- 定款を変更しようとするときは、主務大臣（現行：総務大臣）の認可を受ける。【第41条】

### 機構の運営費用に充てる収入の追加等

- 機構の運営費用に充てる収入について、個人番号カード関係事務に係る財源措置としての補助金及び個人番号カードの発行に関する手数料を追加する。【第37条】
- 令和8年3月31日までの間に限り、デジタル基盤改革支援基金に充てるための補助金を追加するとともに、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととする。【附則第8条】

## 施行日

令和3年9月1日

新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この機構は、<u>国及び</u>地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって<u>情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに</u>、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(代表者会議の設置及び組織)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 代表者会議は、第1号に掲げる委員、<u>第2号</u>に掲げる委員<u>及び第3号に掲げる委員各同数</u>をもって組織する。</p> <p><u>(1) 内閣総理大臣及び総務大臣(以下「主務大臣」という。)又はその指名する職員</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 都道府県知事、市長及び町村長以外の者</u>で地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するものうちから、<u>主務大臣と</u>都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織<u>とが</u>共同して選定する者</p> <p>3 委員の定数は、<u>9人</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第2項第1号に掲げる委員が<u>主務大臣若しくはその指名する職員でなくなったとき、又は</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(代表者会議の設置及び組織)</p> <p>第7条 機構に、代表者会議を置く。</p> <p>2 代表者会議は、第1号に掲げる委員<u>及び第2号</u>に掲げる委員各同数をもって組織する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織(地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ選定する者</u></p> <p><u>(2) 都道府県知事、市長及び町村長以外の者</u>で地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するものうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織<u>がそれぞれ又は</u>共同して選定する者</p> <p>3 委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p> <p>4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 第2項第1号に掲げる委員は、<u>都道府県知事、市長又は町村長でなくなったときは、その</u></p>

新	旧
<p><u>同項第2号に掲げる委員が都道府県知事、市長若しくは町村長でなくなったときは、それぞれその職を失うものとする。</u></p> <p>(代表者会議の権限) 第8条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 中期計画(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第38条の9第1項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)及び年度計画(同法第38条の10第1項に規定する年度計画をいう。以下同じ。)の作成又は変更</u></p> <p><u>(5)～(7) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(代表者会議の定足数及び議決方法) 第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 やむを得ない理由により代表者会議に出席できない委員は、あらかじめ議長にその氏名を通知した他の出席委員(第7条第2項第1号に掲げる委員にあっては、他の出席委員又は当該委員である主務大臣が指定する職員(当該委員が主務大臣が指名した職員である場合は、当該指名を行った主務大臣が指定する他の職員)、<u>同項第2号に掲げる委員にあっては、他の出席委員又は当該委員</u>を選定した全国的連合組織が指定する他の都道府県知事、市長若しくは町村長)を代理人として表決の委任をし、又はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。</p> <p>4 (略)</p>	<p>職を失うものとする。</p> <p>(代表者会議の権限) 第8条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経るものとする。 (1)～(3) (略) (新設)</p> <p><u>(4)～(6) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(代表者会議の定足数及び議決方法) 第10条 代表者会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。 2 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有する。 3 やむを得ない理由により代表者会議に出席できない委員は、あらかじめ議長にその氏名を通知した他の出席委員(第7条第2項第1号に掲げる委員にあっては、他の出席委員又は当該委員を選定した全国的連合組織が指定する他の都道府県知事、市長若しくは町村長)を代理人として表決の委任をし、又はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。 4 議長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全委員の賛否を決め、委員現在数の過半数の同意をもって代表者会議の議決に代えることができる。</p>

新	旧
<p>( 役員の任命 )</p> <p>第14条 理事長及び監事は、代表者会議が<u>主務大臣の認可を受けて</u>任命する。</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を<u>主務大臣</u>に届け出るものとする。</p>	<p>( 役員の任命 )</p> <p>第14条 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。</p> <p>2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。</p> <p>3 <u>代表者会議又は</u>理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を<u>総務大臣</u>に届け出るものとする。</p>
<p>( 役員の解任 )</p> <p>第17条 ( 略 )</p> <p>2 代表者会議は、その任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>主務大臣の認可を受けて</u>、その役員を解任することができる。</p> <p>(1)～(4) ( 略 )</p> <p><u>3 理事長は、その任命に係る役員が前項各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。</u></p> <p><u>4</u> ( 略 )</p> <p><u>5</u> 理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を<u>主務大臣</u>に届け出るものとする。</p>	<p>( 役員の解任 )</p> <p>第17条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となったときは、その役員を解任するものとする。</p> <p>2 代表者会議<u>又は理事長は、それぞれ</u>その任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。</p> <p>(1)～(4) ( 略 )</p> <p>( 新設 )</p> <p><u>3</u> 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得るものとする。</p> <p><u>4</u> <u>代表者会議又は</u>理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を<u>総務大臣</u>に届け出るものとする。</p>
<p>( 経営審議委員会の権限等 )</p> <p>第26条 ( 略 )</p> <p>(1)・(2) ( 略 )</p> <p><u>(3) 中期計画及び年度計画の作成又は変更</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> ( 略 )</p> <p>2 理事長は、第8条第1項第2号から<u>第5号</u>までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第1号から<u>第4号</u>までに掲げる事項について同項の規定により述べた意見を報告するものとする。</p> <p>3・4 ( 略 )</p>	<p>( 経営審議委員会の権限等 )</p> <p>第26条 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>(1)・(2) ( 略 )</p> <p>( 新設 )</p> <p><u>(3)・(4)</u> ( 略 )</p> <p>2 理事長は、第8条第1項第2号から<u>第4号</u>までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第1号から<u>第3号</u>までに掲げる事項について同項の規定により述べた意見を報告するものとする。</p> <p>3・4 ( 略 )</p>
<p>( 費用の負担 )</p> <p>第37条 ( 略 )</p>	<p>( 費用の負担 )</p> <p>第37条 機構の運営に要する費用は、次の各号に</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第38条の12に規定する補助金</u></p> <p><u>(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第67条第1項に規定する交付金</u></p> <p><u>(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第37条第1項及び第50条第1項に規定する交付金</u></p> <p><u>(5)・(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2第1項に規定する手数料</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>2 前項第1号に規定する負担金並びに同項<u>第3号及び第4号</u>に規定する交付金の額は、毎年、代表者会議が定めるものとする。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第41条 機構は、この定款を変更しようとするときは、<u>主務大臣</u>の認可を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>第8条 機構は、第37条第1項各号に定める収入並びに前2条に定めるもののほか、令和8年3月31日までの間に限り、法附則第9条の2第2項に規定する補助金を機構の運営に要する費用に充てることができる。</u></p> <p><u>2 機構は、前項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。</u></p> <p><u>3 機構は、基金を廃止する場合において、当該基金に残余があるときは、地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令(令和3年政令第220号)で定めるところにより、その残余の</u></p>	<p>掲げる収入をもって充てるものとする。</p> <p>(1) 地方公共団体の負担金</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第67条第1項に規定する交付金</u></p> <p><u>(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第37条第1項及び第50条第1項に規定する交付金</u></p> <p><u>(4)・(5) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 前項第1号に規定する負担金並びに同項<u>第2号及び第3号</u>に規定する交付金の額は、毎年、代表者会議が定めるものとする。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第41条 機構は、この定款を変更しようとするときは、<u>総務大臣</u>の認可を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>額を国庫に納付しなければならない。</u></p>	

附 則（令和3年8月 日総務大臣認可）

第1条 この変更は、令和3年9月1日から施行する。

第2条 令和3年9月1日から任期の始まる第7条第2項第1号に掲げる代表者会議の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

第3条 この変更の施行の際現に変更前の定款（以下「旧定款」という。）第7条第2項第2号に掲げる委員である者は、施行日に、変更後の定款（以下「新定款」という。）第7条第2項第3号に掲げる委員として選定されたものとみなす。この場合において、その選定されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧定款第7条第2項第2号に掲げる委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この変更の施行の際現に旧定款第14条第1項の規定により任命された理事長又は監事である者は、それぞれ、施行日に、新定款第14条第1項の規定により理事長又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新定款第15条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧定款第14条第1項の規定により任命された理事長又は監事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。



## 参照条文

### 地方公共団体情報システム機構法（抄）

#### （目的）

第1条 地方公共団体情報システム機構は、国及び地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### （定款）

第5条 機構は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 事務所の所在地
  - 四 資本金、出資及び資産に関する事項
  - 五 代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項
  - 六 役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項
  - 七 業務及びその執行に関する事項
  - 八 経営審議委員会の委員の定数その他の経営審議委員会に関する事項
  - 九 財務及び会計に関する事項
  - 十 定款の変更に関する事項
  - 十一 第三十三条の規定による地方公共団体の費用の負担に関する事項
  - 十二 公告及び公表の方法
- 2 機構の定款の変更は、内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）の認可を受けなければならない。

#### （代表者会議の設置及び組織）

第8条 機構に、機構の財務及び業務の方針を決定する機関として代表者会議を置く。

- 2 代表者会議は、第一号に掲げる委員、第二号に掲げる委員及び第三号に掲げる委員各同数をもって組織する。
- 一 主務大臣又はその指名する職員
  - 二 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ選定する者
  - 三 都道府県知事、市長及び町村長以外の者で地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有するものうちから、主務大臣と都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織とが共同して選定する者

- 3 委員の定数は、九人以上十二人以内において定款で定める。
- 4 委員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 第二項第一号に掲げる委員が主務大臣若しくはその指名する職員でなくなったとき、又は同項第二号に掲げる委員が都道府県知事、市長若しくは町村長でなくなったときは、それぞれその職を失うものとする。

(代表者会議の権限)

第9条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
  - 二 業務方法書の作成又は変更
  - 三 予算及び事業計画の作成又は変更
  - 四 決算
  - 五 役員の報酬及び退職金
  - 六 その他代表者会議が特に必要と認めた事項
- 2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。
  - 3 代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(役員の任命)

第13条 理事長及び監事は、代表者会議が主務大臣の認可を受けて任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。
- 3 理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を主務大臣に届け出なければならない。

(役員の解任)

第16条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となったときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 代表者会議は、その任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、主務大臣の認可を受けて、その役員を解任することができる。
  - 一 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。
  - 二 破産手続開始の決定を受けたとき。
  - 三 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - 四 職務上の義務違反があるとき。
- 3 理事長は、その任命に係る役員が前項各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。
- 4 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。
- 5 理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

## 附 則

### (デジタル基盤改革支援基金)

第9条の2 機構は、令和八年三月三十一日までの間に限り、次の各号のいずれにも該当する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるためにデジタル基盤改革支援基金（以下この条及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一 第二十二条第八号に掲げる業務のうち次のいずれかに該当するもの

イ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムの共同化に関する支援

ロ 地方公共団体に対する申請、届出その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため必要な国及び地方公共団体の情報システムの連携に関する支援

ハ サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する支援

二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3 機構は、第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

4 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 機構は、基金を廃止する場合において、当該基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）

第18条の2 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

### (個人番号カード関係事務に係る中期計画)

第38条の9 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十八条の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよ

うとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
  - 二 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置
  - 三 その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(個人番号カード関係事務に係る年度計画)

第38条の10 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する計画(次条第五項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(個人番号カード関係事務に係る財源措置)

第38条の12 国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

## デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(抄)

附 則

(第57条の規定の施行に伴う経過措置)

第12条 この法律の施行の際現に第五十七条の規定による改正前の地方公共団体情報システム機構法(以下この条において「旧機構法」という。)第八条第二項第二号に掲げる委員である者は、施行日に、第五十七条の規定による改正後の地方公共団体情報システム機構法(次項において「新機構法」という。)第八条第二項第三号に掲げる委員として選定されたものとみなす。この場合において、その選定されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日における旧機構法第八条第二項第二号に掲げる委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(抄)

(交付金)

- 第67条 委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした認証業務関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。
- 2 前項の交付金の額については、機構が定款で定めるところにより定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（抄）

（交付金）

第37条 委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした通知カード・個人番号カード関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、機構が定款で定めるところにより定める。



## 業務方法書の変更について

第 1 条 地方公共団体情報システム機構業務方法書（平成 26 年 4 月 10 日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）の一部を次のように変更する。

第 5 条第 10 号中「利用者署名検証者」を「利用者証明検証者」に改め、同条中第 15 号を第 16 号とし、第 12 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 11 号中「及び保存期間」を「、保存期間」に改め、「署名用電子証明書失効情報ファイル」の次に「及び対応証明書の発行の番号の提供の状況」を、「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の次に「並びに特定利用者証明検証者証明符号」を加え、同号を同条第 12 号とし、同条第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 特定利用者証明検証者に対する特定利用者証明検証者証明符号の提供

第 6 条中第 5 号を第 8 号とし、第 4 号を第 7 号とし、第 3 号を削り、第 2 号を第 6 号とし、第 1 号の次に次の 4 号を加える。

(2) 個人番号カードの発行

(3) 個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理

(4) 番号法総務省令の規定による個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務

(5) 個人番号カードの発行に関する手数料に係る事務

附則第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 3 条 機構は、令和 8 年 3 月 31 日までの間に限り、地方公共団体情報システム機構法附則第 9 条の 2 に規定する補助金に関する業務を行う。

第 2 条 地方公共団体情報システム機構業務方法書（平成 26 年 4 月 10 日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書並びに移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

第 5 条第 1 号中「署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録」を「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録及び個人番号カード用利用者証明用電子

証明書発行記録」に改め、同条第 2 号中「署名用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」に、「利用者証明用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」に改め、同条第 3 号中「署名利用者異動等失効情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」に、「利用者証明利用者異動等失効情報」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報」に改め、同条第 4 号中「署名用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」に、「利用者証明用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」に改め、同条第 5 号中「署名用電子証明書発行者署名符号」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号」に、「利用者証明用電子証明書発行者署名符号」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号」に改め、同条第 6 号中「署名用電子証明書に署名用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用署名用電子証明書に個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」に、「署名用電子証明書の効力」を「個人番号カード用署名用電子証明書の効力」に、「利用者証明用電子証明書に利用者証明用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」に、「利用者証明用電子証明書の効力」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力」に改め、同条第 7 号中「署名用電子証明書発行者署名符号」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号」に、「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に、「利用者証明用電子証明書発行者署名符号」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号」に、「利用者証明用電子証明書の」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の」に改め、同条第 8 号中「署名用電子証明書失効情報ファイル」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル」に「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」に改め、同条中第 16 号を第 26 号とし、第 13 号から第 15 号を 10 号ずつ繰り下げ、同条第 12 号中「署名用電子証明書失効情報ファイル」の次に「、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号」を加え、「及び保存期間」を「、保存期間」に改め、「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の次に「及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」を加え、同号を同条第 22 号とし、同条中第 11 号を第 21 号とし、第 10 号を第 20 号とし、第 9 号を 17 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

- (18) 署名検証者等に対する特定署名用電子証明書記録情報の提供
- (19) 署名検証者に対する対応署名用電子証明書の発行の番号及び利用者証明検証者に対する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供

第5条第8号の次に次の8号を加える。

- (9) 移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行及び通知並びに移動端末設備用署名用電子証明書発行記録及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録の記録及び保存
- (10) 移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録及び保存
- (11) 移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録及び保存
- (12) 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存
- (13) 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときの個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときの個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存
- (14) 署名利用者又は利用者証明利用者に対する移動端末設備用署名用電子証明書に移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書に移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨の通知
- (15) 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨の公表
- (16) 移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存

#### 附 則

この変更は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条7号に掲げる規定の施行の日から施行する。



デジタル社会形成整備法による機構法、番号法及び公的個人認証法の改正を受け、次の変更を行う。

### 主な改正事項

#### ① 「公的個人認証基盤」の定義の見直し

- 電子証明書の移動端末設備（スマートフォン）への搭載に係る公的個人認証法の改正を受け、「公的個人認証基盤」について、これまでの個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に加え、**移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行等**を行うものである旨を定める。【第3条】

#### ② 法律の規定により機構が処理することとされている事務の追加

- 公的個人認証法の規定により機構が処理することとされている事務に、**電子証明書の移動端末設備への搭載に関する事務及び特定署名用電子証明書記録情報の提供に関する事務を追加**。【第5条】
  - ✓ 「電子証明書」を個人番号カードに記録される「個人番号カード用」と移動端末設備に搭載される「移動端末設備用」に区別し、「移動端末設備用」について、「個人番号カード用」と同様の事務を追加。
  - ✓ 署名検証者が、同一人物の「個人番号カード用」と「移動端末設備用」の電子証明書を紐付けて管理できるよう、「対応証明書の発行の番号」を提供する事務。
  - ✓ 署名検証者等に対し、特定署名用電子証明書記録情報（署名利用者の基本4情報及び署名用電子証明書の発行番号）を提供する事務。等
- 番号法の規定により機構が処理することとされている事務に、**個人番号カードの発行に関する事務等を追加**。【第6条】
  - ✓ 個人番号カードの発行に関する事務。
  - ✓ 個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理。
  - ✓ 個人番号カードの発行に関する手数料に係る事務。等

### 施行日

令和3年9月1日（ただし、第3条及び第5条の変更の一部は、改正法の公布の日から2年以内で政令で定める日）



地方公共団体情報システム機構業務方法書（第1条関係） 新旧対照表

新	旧
<p>（公的個人認証法の規定により処理することとされている事務）            第5条 機構は、機構法第22条第2号に掲げる公的個人認証法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。            (1)～(9)（略）            (10) <u>利用者証明検証者</u>である署名検証者に対する対応証明書の発行の番号の提供  <u>(11) 特定利用者証明検証者に対する特定利用者証明検証者証明符号の提供</u>  <u>(12) 保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況</u>並びに保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル<u>並びに特定利用者証明検証者証明符号</u>の提供の状況に関する報告書の作成及び公表  <u>(13) 認証業務情報の開示</u>  <u>(14) 公的個人認証基盤の開発及び改修</u>  <u>(15) 公的個人認証基盤の整備及び運営</u>  <u>(16) 前各号に掲げるもののほか、認証事務に関し必要な事務</u></p>	<p>（公的個人認証法の規定により処理することとされている事務）            第5条 機構は、機構法第22条第2号に掲げる公的個人認証法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。            (1)～(9)（略）            (10) <u>利用者署名検証者</u>である署名検証者に対する対応証明書の発行の番号の提供            （新規）  <u>(11) 保存期間に係る署名用電子証明書失効情報及び保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル並びに保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の状況に関する報告書の作成及び公表</u>  <u>(12) 認証業務情報の開示</u>  <u>(13) 公的個人認証基盤の開発及び改修</u>  <u>(14) 公的個人認証基盤の整備及び運営</u>  <u>(15) 前各号に掲げるもののほか、認証事務に関し必要な事務</u></p>
<p>（番号法の規定により処理することとされている事務）【第4号P】            第6条 機構は、機構法第22条第3号に掲げる番号法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。            (1) 個人番号とすべき番号の生成及び市町村長に対する通知  <u>(2) 個人番号カードの発行</u>  <u>(3) 個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理</u>  <u>(4) 番号法総務省令の規定による個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務</u></p>	<p>（番号法の規定により処理することとされている事務）            第6条 機構は、機構法第22条第3号に掲げる番号法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。            (1) 個人番号とすべき番号の生成及び市町村長に対する通知            （新規）            （新規）            （新規）</p>

(5) 個人番号カードの発行に関する手数料に係る事務

(6) 情報提供ネットワークシステムへの住民票コードの提供  
(削除)

(7) 番号法総務省令の規定により都道府県知事又は市町村長等  
から委任された特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機  
の設置等関連事務

(8) 前各号に掲げるもののほか、機構処理事務に関し必要な事務

附 則

第1条・第2条 (略)

第3条 機構は、令和8年3月31日までの間に限り、地方公共団体  
情報システム機構法附則第9条の2に規定する補助金に関する業  
務を行う。

(新規)

(2) 情報提供ネットワークシステムへの住民票コードの提供

(3) 番号法総務省令の規定により市町村長から委任された個人  
番号通知書・個人番号カード関連事務

(4) 番号法総務省令の規定により都道府県知事又は市町村長等  
から委任された特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機  
の設置等関連事務

(5) 前各号に掲げるもののほか、機構処理事務に関し必要な事務

附 則

第1条・第2条 (略)

(新規)

## 地方公共団体情報システム機構業務方法書（第2条関係） 新旧対照表

新	旧
<p>（定義）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) この業務方法書において「公的個人認証基盤」とは、オンラインによる行政手続等における盗聴、改ざん、なりすまし、否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性を担保するほか、オンラインによる特定された利用者であることの認証を行うため、住民基本台帳に記録されている者に対して<u>個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書並びに移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>を発行し、並びに署名検証者等及び利用者証明検証者に対して失効情報の提供等を行う認証基盤をいう。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>（公的個人認証法の規定により処理することとされている事務）</p> <p>第5条 機構は、機構法第22条第2号に掲げる公的個人認証法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>の発行及び通知並びに<u>個人番号カード用署名用電子証明書発行記録及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録</u>の記録及び保存</p> <p>(2) <u>個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報</u>の記録及び保存</p> <p>(3) <u>個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報</u>の記録及び保存</p> <p>(4) <u>個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等</u>に係る情報及</p>	<p>（定義）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) この業務方法書において「公的個人認証基盤」とは、オンラインによる行政手続等における盗聴、改ざん、なりすまし、否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性を担保するほか、オンラインによる特定された利用者であることの認証を行うため、住民基本台帳に記録されている者に対して<u>署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書</u>を発行し、並びに署名検証者等及び利用者証明検証者に対して失効情報の提供等を行う認証基盤をいう。</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>（公的個人認証法の規定により処理することとされている事務）</p> <p>第5条 機構は、機構法第22条第2号に掲げる公的個人認証法の規定により処理することとされている事務として次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書</u>の発行及び通知並びに<u>署名用電子証明書発行記録及び利用者証明用電子証明書発行記録</u>の記録及び保存</p> <p>(2) <u>署名用電子証明書失効申請等情報及び利用者証明用電子証明書失効申請等情報</u>の記録及び保存</p> <p>(3) <u>署名利用者異動等失効情報及び利用者証明利用者異動等失効情報</u>の記録及び保存</p> <p>(4) <u>署名用電子証明書記録誤り等</u>に係る情報及び<u>利用者証明用電</u></p>

<p>び<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等</u>に係る情報の記録及び保存</p> <p>(5) <u>個人番号カード用署名用電子証明書</u>に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存</p> <p>(6) 署名利用者又は利用者証明利用者に対する<u>個人番号カード用署名用電子証明書</u>に個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨又は<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>に個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨の通知</p> <p>(7) <u>個人番号カード用署名用電子証明書</u>に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨及び<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨の公表</p> <p>(8) <u>個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル</u>及び<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル</u>の作成及び保存</p> <p>(9) <u>移動端末設備用署名用電子証明書</u>及び<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書</u>の発行及び通知並びに<u>移動端末設備用署名用電子証明書発行記録</u>及び<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録</u>の記録及び保存</p> <p>(10) <u>移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報</u>及び<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報</u>の記録及び保存</p> <p>(11) <u>移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等</u>に係る情報及び<u>移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等</u>に係る情報の記録及び保存</p>	<p><u>子証明書記録誤り等</u>に係る情報の記録及び保存</p> <p>(5) <u>署名用電子証明書発行者署名符号</u>の漏えい等に係る情報及び<u>利用者証明用電子証明書発行者署名符号</u>の漏えい等に係る情報の記録及び保存</p> <p>(6) 署名利用者又は利用者証明利用者に対する<u>署名用電子証明書</u>に署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該署名用電子証明書の効力が失われた旨又は<u>利用者証明用電子証明書</u>に利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨の通知</p> <p>(7) <u>署名用電子証明書発行者署名符号</u>の漏えい等により署名用電子証明書の効力が失われた旨及び<u>利用者証明用電子証明書発行者署名符号</u>の漏えい等により<u>利用者証明用電子証明書</u>の効力が失われた旨の公表</p> <p>(8) <u>署名用電子証明書失効情報ファイル</u>及び<u>利用者証明用電子証明書失効情報ファイル</u>の作成及び保存</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
--	--

<p><u>(12) 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(13) 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときの個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときの個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録及び保存</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(14) 署名利用者又は利用者証明利用者に対する移動端末設備用署名用電子証明書に移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書に移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨の通知</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(15) 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨の公表</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(16) 移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成及び保存</u></p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(17) 署名検証者等又は利用者証明検証者に対する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報及び保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル並びに保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供</u></p>	<p><u>(9) 署名検証者等又は利用者証明検証者に対する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報及び保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル並びに保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供</u></p>

<p><u>(18)</u> 署名検証者等に対する特定署名用電子証明書記録情報の提供</p> <p><u>(19)</u> 署名検証者に対する対応署名用電子証明書の発行の番号及び利用者証明検証者に対する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供</p> <p><u>(20)</u>・<u>(21)</u> (略)</p> <p><u>(22)</u> 保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、<u>特定署名用電子証明書記録情報</u>、<u>対応署名用電子証明書の発行の番号</u>及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報、<u>保存期間</u>に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル<u>及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号</u>並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況に関する報告書の作成及び公表</p> <p><u>(23)</u> 認証業務情報の開示</p> <p><u>(24)</u> 公的個人認証基盤の開発及び改修</p> <p><u>(25)</u> 公的個人認証基盤の整備及び運営</p> <p><u>(26)</u> 前各号に掲げるもののほか、認証事務に関し必要な事務</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>(10)</u>・<u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> 保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報<u>及び保存期間</u>に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況に関する報告書の作成及び公表</p> <p><u>(13)</u> 認証業務情報の開示</p> <p><u>(14)</u> 公的個人認証基盤の開発及び改修</p> <p><u>(15)</u> 公的個人認証基盤の整備及び運営</p> <p><u>(16)</u> 前各号に掲げるもののほか、認証事務に関し必要な事務</p>
--	---

附 則 (令和3年8月 日地方公共団体情報システム機構代表者会議決定)

この変更は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条7号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 参照条文

### 地方公共団体情報システム機構法（抜粋）

（代表者会議の権限）

第9条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
  - 二 業務方法書の作成又は変更
  - 三 予算及び事業計画の作成又は変更
  - 四 決算
  - 五 役員の報酬及び退職金
  - 六 その他代表者会議が特に必要と認めた事項
- 2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。
- 3 代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる

（業務の範囲）

第22条 機構は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務を行うこと。
- 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定により処理することとされている事務を行うこと。
- 三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により処理することとされている事務を行うこと。
- 四 地方公共団体の情報システムの開発及び運用
- 五 地方公共団体の職員に対する地方公共団体の情報システムに関する教育及び研修
- 六 地方公共団体の情報システムに関する調査研究
- 七 地方公共団体の情報システムに関する事務の受託
- 八 地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（業務方法書）

第23条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令又は定款に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

附 則

（デジタル基盤改革支援基金）

第9条の2 機構は、令和八年三月三十一日までの間に限り、次の各号のいずれにも該当する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるためにデジタル基盤改革支援基金（以下この

条及び次条において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一 第二十二条第八号に掲げる業務のうち次のいずれかに該当するもの

イ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）を活用した情報システムの共同化に関する支援

ロ 地方公共団体に対する申請、届出その他の行為を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするため必要な国及び地方公共団体の情報システムの連携に関する支援

ハ サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する支援

二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3 機構は、第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

4 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 機構は、基金を廃止する場合において、当該基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

## 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（抜粋）

（個人番号カード用署名用電子証明書の発行）

第3条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を經由して、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書（署名利用者検証符号が当該署名利用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）に記録するもの（以下「個人番号カード用署名用電子証明書」という。）の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下「住所地市町村長」という。）に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同

号に掲げる事項については、住所とする。以下同じ。)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

- 3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「署名利用者確認」という。)をするものとし、署名利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。
- 4 住所地市町村長は、前項の規定により署名利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。
- 5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

(個人番号カード用署名用電子証明書発行記録の記録)

第8条 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用署名用電子証明書(当該個人番号カード用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「個人番号カード用署名用電子証明書発行記録」という。))を電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録)

第11条 第九条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、第九条第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」という。))を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録)

第12条 機構は、住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報(第三十一条において「機構保存本人確認情報」という。))によって個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報」という。))を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号か

ら第三号まで及び第七号に掲げる事項の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があったこと。

二 当該署名利用者に係る住民票が消除されたこと。

（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第13条 機構は、前条に定めるもののほか、個人番号カード用署名用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第14条 機構は、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号（機構が当該個人番号カード用署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用署名用電子証明書の失効）

第15条 個人番号カード用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

一 機構が第十一条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。

二 機構が第十二条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報を記録したとき。

三 機構が第十三条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 個人番号カード用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該個人番号カード用署名用電子証明書に個人

番号カード用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第16条 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている個人番号カード用署名用電子証明書失効情報(第十一条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報、第十二条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報、第十三条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第十四条の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であって、それらの個人番号カード用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用署名用電子証明書の発行)

第16条の2 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者は、機構に対し、自己に係る署名用電子証明書であって、移動端末設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条の二第四項第二号口に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。)に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの(以下「移動端末設備用署名用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用署名用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

( 移動端末設備用署名用電子証明書発行記録の記録 )

第 16 条の 7 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用署名用電子証明書（当該移動端末設備用署名用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「移動端末設備用署名用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

( 移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報の記録 )

第 16 条の 10 第十六条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、第十六条の八第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

( 移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録 )

第 16 条の 11 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

( 移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録 )

第 16 条の 12 機構は、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号（機構が当該移動端末設備用署名用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該署名用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

( 個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報の記録 )

第 16 条の 13 機構は、第十五条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号、

当該各号に該当し、個人番号カード用署名用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書の失効）

第16条の14 移動端末設備用署名用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第十六条の十の規定により移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二 機構が第十六条の十一の規定により移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。
- 三 機構が第十六条の十二の規定により移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
- 四 機構が前条の規定により個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。
- 五 移動端末設備用署名用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用署名用電子証明書に移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用署名用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

（移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等）

第16条の15 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている移動端末設備用署名用電子証明書失効情報（第十六条の十の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書失効申請等情報、第十六条の十一の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報、第十六条の十二の規定により保存する移動端末設備用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第十六条の十三の規定により保存する個人番号カード用署名用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下同じ。）の集合物であって、それらの移動端末設備用署名用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。）を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等）

第18条 機構は、次条第一項若しくは第四項又は第二十条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者又は団体署名検証者（以下「署名検証者等」という。）の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報（第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報及び第十六条の十から第十六条の十三までの規定による保存期間が経過し

ていない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2 機構は、署名検証者等の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル（第十六条の規定による保存期間が経過していない個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル及び第十六条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。）の提供を行うことができる。

3 機構は、次条第五項又は第二十条第四項の規定による署名検証者等の求めがあった場合において、当該求めに係る特定署名用電子証明書記録情報（署名用電子証明書（第十五条第一項又は第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていないものに限る。以下この項において同じ。）に記録された当該署名用電子証明書の発行の番号及び第七条第三号に掲げる事項をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る署名利用者の同意があるときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該特定署名用電子証明書記録情報の提供を行うものとする。

4 機構は、署名検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第十六条の四の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第五条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

5 機構は、署名検証者が第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者である場合において、当該署名検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一 第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第五条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

二 個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る同項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行）

第22条 住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明利用者検証符号が当該利用者証明利用者のもので

あることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。)であって、個人番号カードに記録するもの(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

- 2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。
- 3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「利用者証明利用者確認」という。)をするものとし、利用者証明利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。
- 4 住所地市町村長は、前項の規定により利用者証明利用者確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該申請者の個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の個人番号カードに記録するものとする。
- 5 住所地市町村長は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る申請書の内容及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第27条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書(当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

第30条 第二十八条第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、第二十八条第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報の記録)

第31条 機構は、機構保存本人確認情報によって個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨

及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

- 一 当該利用者証明利用者に係る住民票が消除されたこと（住民基本台帳法第二十四条の規定による届出（次号において「転出届」という。）に基づき当該住民票が消除された場合を除く。）
- 二 当該利用者証明利用者が転出届をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過したこと。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）

第32条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。）があることを知ったときは、直ちに、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）

第33条 機構は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号（機構が当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。）が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと（以下この条において「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。）を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号、個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効）

第34条 個人番号カード用利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第三十条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二 機構が第三十一条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報を記録したとき。
- 三 機構が第三十二条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。

四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第三号の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第四号の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等)

第35条 機構は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(一定の時点において保存されている個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十一条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者異動等失効情報、第三十二条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報及び第三十三条の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。))の集合物であって、それらの個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行)

第35条の2 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者(当該利用者証明利用者が署名利用者である場合に限る。)は、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書であって、移動端末設備に組み込まれた主務省令で定める電磁的記録媒体に記録するもの(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、機構に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を用いて、当該通知に電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による通知を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該申請者の移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者

証明利用者検証符号を作成し、これらを当該申請者の第一項に規定する電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 申請者は、前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者検証符号を機構に通知しなければならない。

6 前項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、機構が電子署名を行った当該申請に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行し、これを申請者に通知するものとする。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録の記録)

第35条の7 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書(当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。)及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報の記録)

第35条の10 第三十五条の八第一項の申請又は前条第一項の届出を受けた機構は、直ちに、当該申請又は届出に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、第三十五条の八第一項の申請があった旨又は前条第一項の届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録)

第35条の11 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に記録された事項について、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る記録誤り又は記録漏れ(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第35条の12 機構は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号(機構が当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又は毀損したこと(以下この条において「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該利用者証明用電子証明書発行者署名符号を用いて電子署名を行った移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行

の番号、移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報の記録）

第35条の13 機構は、第三十四条第一項第一号から第四号までの各号のいずれかに該当し、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、直ちに、当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該各号に該当し、個人番号カード用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書の失効）

第35条の14 移動端末設備用利用者証明用電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- 一 機構が第三十五条の十の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報を記録したとき。
- 二 機構が第三十五条の十一の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報を記録したとき。
- 三 機構が第三十五条の十二の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。
- 四 機構が前条の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報を記録したとき。
- 五 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 機構は、前項第二号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者に対し、速やかに当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書に移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等があった旨及び当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 機構は、第一項第三号の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

（移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの作成等）

第35条の15 機構は、総務省令で定めるところにより、移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（一定の時点において保存されている移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報（第三十五条の十の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効申請等情報、第三十五条の十一の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書記録誤り等に係る情報、第三十五条の十二の規定により保存する移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報及び第

三十五条の十三の規定により保存する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であって、それらの移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第37条 機構は、次条第一項の規定による確認をしようとする利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報(第三十条から第三十三条までの規定による保存期間が経過していない個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報及び第三十五条の十から第三十五条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2 機構は、利用者証明検証者の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(第三十五条の規定による保存期間が経過していない個人番号カード用利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び第三十五条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用利用者証明用電子証明書失効情報ファイルをいう。以下同じ。)の提供を行うことができる。

3 機構は、利用者証明検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項(以下「対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」という。)を提供するものとする。

一 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第三十五条の四の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行の番号

二 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき第二十四条の規定による有効期間が経過していない当該利用者証明利用者に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の番号

(特定利用者証明検証者証明符号)

第38条の3 特定利用者証明検証者は、機構に対し、特定利用者証明検証者であることを示す符号(以下「特定利用者証明検証者証明符号」という。)の提供を求めることができる。

2 機構は、特定利用者証明検証者から前項の求めがあったときは、総務省令で定めるところにより、特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うものとする。

3 機構及び特定利用者証明検証者は、前項の規定により機構が特定利用者証明検証者証明符号の提供を行うに当たって合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決めを締結しなければならない。

(報告書の公表)

第41条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第五項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル、特定署名用電子証明書記録情報、対応署名用電子証明書の発行の番号及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る利用者証明用電子証

明書失効情報、保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル及び対応利用者証明用電子証明書の発行の番号並びに特定利用者証明検証者証明符号の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

（個人番号カードの発行等）

第16条の2 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。

（個人番号カードの発行に関する手数料）

第18条の2 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（抜粋）

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第二十三条の二 法第十六条の二第二項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 個人番号通知書、交付申請書の用紙及びこれらに関連する印刷物（この号及び第三十六条第二項第二号において「個人番号通知書等」という。）の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送された個人番号通知書等の再度の発送を除く。）

二 個人番号通知書の作成及び発送等に関する状況の管理

三 交付申請書及び第二十八条第一項に規定する再交付申請書の受付及び保存

四 電話による個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものに限る。）の受付

五 第三十五条第一項の規定により市町村長から委任された事務

（個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任）

第三十五条 市町村長は、機構に、個人番号通知書及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務（以下「個人番号通知書・個人番号カード関連事務」という。）を行わせることができる。

一 個人番号カード交付通知書（個人番号カードを交付するため、住所地市町村長が交付申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）の作成

二 個人番号通知書及び個人番号カードに係る住民からの問合せへの対応

2 （略）